

参考資料

- 1 教育基本法（抄）
- 2 学校教育法（抄）
- 3 学校教育法施行規則（抄）
- 4 幼稚園教育要領
- 5 幼稚園幼児指導要録の改善について
- 6 認定こども園こども要録について
- 7 保育所保育指針の施行に際しての留意事項について
（保育所児童保育要録）

1 教育基本法（抄）

平成十八年十二月二十二日法律第二十号

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

2 学校教育法（抄）

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号
一部改正：平成十九年六月二十七日法律第九十六号

第三章 幼稚園

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四條 幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五條 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六條 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第八章 特別支援教育

第八十一條 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

（第二項及び第三項 略）

3 学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号
一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省令第五号

第三章 幼稚園

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

4 幼稚園教育要領

○文部科学省告示第二十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条の規定に基づき、幼稚園教育要領（平成十年文部省告示第百七十四号）の全部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

文部科学大臣 渡海紀三朗

幼稚園教育要領

目次

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

第2 教育課程の編成

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康

人間関係

環境

言葉

表現

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていく

ものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

- 1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。
- 2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

第2章 ねらい及び内容

この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることを楽しむ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄せつなどの生活に必要な活動を自分でする。

- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

人間関係

[他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。]

1 ねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- (2) 自分で考え、自分で行動する。
- (3) 自分でできることは自分でする。

- (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。
- (5) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- (7) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。
- (9) よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
- (10) 友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ。
- (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- (12) 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。
- (13) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
- (2) 幼児の主体的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児はその中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすること。
- (3) 幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようになるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。
- (4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤^{かつとう}やつまずきをも体験し、それら乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- (5) 集団の生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。
- (6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親

しみをもち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

環境

〔周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 身近な物を大切にすること。
- (7) 身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (10) 生活に関係の深い情報や施設などに関心をもつ。
- (11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気づき、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。
- (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。

- (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- (4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

- (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができる

ようにすること。

- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

表現

〔感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。〕

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。
- (2) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させること

ができるように、遊具や用具などを整えたり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

1 一般的な留意事項

- (1) 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。
- (2) 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。
 - ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。
 - イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。
 - ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

- (3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。

と。また、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。

- (4) 幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。
- (5) 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。
- (6) 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、幼稚園全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。
- (7) 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。
- (8) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。
- (9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。
- (2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導につい

ての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

- (3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。
- (4) 行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。
- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。
 - (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

5 幼稚園幼児指導要録の改善について

20文科初第1137号

平成21年1月28日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校 殿
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

金森 越哉

幼稚園幼児指導要録の改善について（通知）

文部科学省においては、標記のことについて幼稚園教育要領の改訂に伴い、また、これまでの実施の経験にかんがみ、その改善を検討してきましたが、このたび別紙1のとおり改善することとしましたのでお知らせします。

については、下記並びに別紙1及び別添資料1（様式の参考例）に関して十分御了知の上、都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校等に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

また、幼稚園と小学校（特別支援学校の小学部を含む。）との緊密な連携を図る観点から、小学校においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、この通知により、平成12年3月8日付け文初幼第491号「幼稚園幼児指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部幼児指導要録の改善について」の通知における幼稚園幼児指導要録の改善に係る箇所については廃止します。

記

この通知は、幼稚園教育要領（平成20年3月28日文部科学省告示第26号）の下での指導要録に記載する事項等を示すものである。

指導要録は、幼児の学籍並びに指導の過程とその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものである。

なお、従前に引き続き、各設置者等において、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の観点から様式等が定められるよう、「幼稚園幼児指導要録に記載する事項」を示すとともに、各設置者等が創意工夫するための手がかりとなるよう「様式の参考例」を資料として添付した。

1 改善の要旨

従前の「ねらいと発達の状況」及び「指導上参考となる事項」をまとめ「指導上参考となる事項」としたこと

2 実施時期

この通知を踏まえた指導要録の作成は平成21年度から実施いただきたいこと。なお、平成21年度に新たに入園（転入園含む。）する園児のために指導要録を用意している場合にはこの限りではないこと。

この通知を踏まえた指導要録を作成する場合、既に在園している幼児の指導要録については、従前の指導要録に記載された事項は転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された指導要録とあわせて保存すること。

3 取扱い上の注意

- (1) 指導要録の作成、送付及び保存等については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条及び第28条の規定によること。
- (2) 指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。

幼稚園幼児指導要録に記載する事項

○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

- 1 幼児の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者（親権者）氏名及び現住所
- 3 学籍の記録
 - (1) 入園年月日
 - (2) 転入園年月日
 - (3) 転・退園年月日
 - (4) 修了年月日
- 4 入園前の状況
保育所等での集団生活の経験の有無等を記入すること。
- 5 進学先等
進学した学校や転園した幼稚園等の名称及び所在地等を記入すること。
- 6 園名及び所在地
- 7 各年度の入園（転入園）・進級時の幼児の年齢、園長の氏名及び学級担任の氏名

○ 指導に関する記録

指導に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

- 1 指導の重点等
当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。
 - (1) 学年の重点
年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

(2) 個人の重点

一年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入すること。

2 指導上参考となる事項

(1) 次の事項について記入すること。

① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・ 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

(2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

3 出欠の状況

(1) 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一年齢のすべての幼児について同日数であること。ただし、転入園等をした幼児については、転入園等をした日以降の教育日数を記入し、転園又は退園をした幼児については、転園のため当該施設を去った日又は退園をした日までの教育日数を記入すること。

(2) 出席日数

教育日数のうち当該幼児が出席した日数を記入すること。

4 備考

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通した幼児の発達の姿を記入することも可能であること。

5 記入に当たっての配慮事項

学校教育法施行規則第24条第2項において小学校等の進学先に指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないこととなっていることから、指導要録の写しを送付する場合における指導要録の作成に当たっては、小学校等における児童の指導に活用すること等を踏まえわかりやすく記入すること。抄本を作成する場合においても同様であること。

別添資料 1
(様式の参考例)

幼稚園幼児指導要録（学籍に関する記録）

区分	年度		年度		年度		年度	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
学 級								
整理番号								

幼 児	ふりがな 氏 名					性 別	
		平成 年 月 日生					
	現住所						
保護者	ふりがな 氏 名						
	現住所						
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況					
転入園	平成 年 月 日						
転・退園	平成 年 月 日	進学先等					
修 了	平成 年 月 日						
幼稚園名 及び所在地							
年度及び入園（転入園） ・進級時の幼児の年齢		平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
園 長 氏名 印							
学級担任者 氏名 印							

(様式の参考例)

幼稚園幼児指導要録(指導に関する記録)

よみがな		平成 年度		平成 年度		平成 年度		平成 年度	
		(学年の重点)		(学年の重点)		(学年の重点)		(学年の重点)	
氏名		指導		の		重点		等	
	平成 年 月 日生								
性別		(個人の重点)		(個人の重点)		(個人の重点)		(個人の重点)	
ねらい (発達を捉える視点)		指導 上 参 考 と な る 事 項							
健康									
人間関係									
環境									
言葉									
表現									
出欠状況									
備考									

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入 個人の重点：一年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入

指導上参考となる事項：

- (1) 次の事項について記入すること。
 - ① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの、その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
 - ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

6 認定こども園こども要録について

20 初 幼 教 第 9 号
雇児保発第0129001号
平成21年1月29日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
附属幼稚園、小学校及び特別支援学校 殿
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
濱谷 浩樹
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
今里 讓

認定こども園こども要録について（通知）

平成21年4月1日より、新しい「幼稚園教育要領」（平成20年文部科学省告示第26号）及び「保育所保育指針」（平成20年厚生労働省告示第141号）が施行されることに伴い、「幼稚園幼児指導要録の改善について」（平成21年1月28日20文科初第1137号文部科学省初等中等教育局長通知）において幼稚園幼児指導要録について、また、「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」（平成20年3月28日雇児保発第0328001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）において保育所児童保育要録について、記載する事項及び様式の参考例等を示したところです。

これらを踏まえ、認定こども園については教育及び保育を一体的に提供する機能を備える施設であることから、認定こども園における幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録に相当する資料（以下「認定こども園こども要録」という。）の作成等に関して、当該資料に記載する事項を別紙1に、また、様式の参考例を別添資料に示しましたのでお知らせします。

つきましては、下記並びに別紙1及び別添資料に関して十分御了知の上、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村の関係部局及び認定こども園等の関係者に対して、この通知の趣旨を周知されるようお願いいたします。

また、認定こども園と小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）との緊密な連携を図る観点から、小学校においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月15日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育

課長通知)を別紙2のとおり改正します。

記

1. 様式等について

様式については、別添資料(様式の参考例)を参考として、各設置者等において、創意工夫の下、作成されたいこと。

なお、保育所については、各市町村において保育所児童保育要録の様式を作成することとされているが、認定こども園である保育所が、認定こども園こども要録を作成する場合には、市町村と相談しつつその様式は各設置者等において定めることが可能であること。

2. 作成、送付、保存等について

認定こども園こども要録の作成、送付、保存等については、以下の取扱いに留意すること。

- (1) 認定こども園こども要録は、学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。
- (2) 認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、重複して幼稚園幼児指導要録又は保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。また、認定こども園を構成する幼稚園にあつては幼稚園幼児指導要録を、保育所にあつては保育所児童保育要録を作成することも可能であること。
- (3) 作成した認定こども園こども要録については、当該子どもの進学・就学に際し、その抄本又は写しを進学・就学先の小学校の校長に送付されたいこと。
- (4) 認定こども園は、作成した認定こども園こども要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。ただし、学籍等に関する記録については、20年間保存することが望ましいこと。
- (5) 各小学校においては、送付された認定こども園こども要録の抄本等について、幼稚園より送付される幼稚園幼児指導要録の抄本等に準じて取り扱っていただきたいこと。

3. その他の留意事項について

- (1) 認定こども園である幼稚園及び保育所については、認定こども園こども要録の作成にあたり、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録に係る法令上の規定について留意すること。
- (2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。
 - ① 公立の認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。

- ② 私立の認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、認定こども園のうち幼稚園に在籍する子どもについては学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第2項及び第3項、保育所に在籍する子どもについては保育所保育指針第四章1（三）エ（イ）の規定に基づいて提供する場合においては、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号（法令に基づく場合）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

別紙1

認定こども園こども要録に記載する事項

○ 学籍等に関する記録

学籍等に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること

1 子どもの氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者（親権者）氏名及び現住所

3 学籍等の記録

(1) 入園年月日については、当該認定こども園へ入園した年月日を記入すること。

(2) 退園年月日については、当該認定こども園において修了する前に退園した場合に、その年月日を記入すること。

(3) 修了年月日については、当該認定こども園において修了した場合に、その年月日を記入すること。

(4) 幼稚園に在籍した期間については、当該認定こども園在籍期間のうち、幼稚園児として在籍したことがある場合に、その期間を記入すること。

4 入園前の状況

当該認定こども園に入園する前の集団生活の経験の有無等を記入すること。

5 進学・就学先等

当該認定こども園で修了した場合には、進学・就学した小学校等について、当該認定こども園から他の幼稚園や保育所等に転園した場合には、転園した幼稚園や保育所等について、その名称及び所在地等を記入すること。

6 各年度の入園・進級時の子どもの年齢、認定こども園の長の氏名及び学級担任の氏名

7 園名及び所在地

8 その他

指導及び保育に関する記録において最終年度のみを記入する場合は、学籍等に関する記録についても最終年度のみ記入することも可能とすること。

○ 指導及び保育に関する記録

指導及び保育に関する記録は、1年間の指導及び保育の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導及び保育に資するための資料としての性格をもつものとする。

1 子どもの育ちに関わる事項

入園から退園・修了までの認定こども園における生活全体を通して、養護と教育の視点から子どもの育ってきた過程を踏まえ、子どもの全体像を通して総合的に記入すること。

2 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

(1) 子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等踏まえて記入すること。

(2) 子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記入すること。

3 教育

(1) 指導の重点等

当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。

① 学年の重点

年度当初に、教育課程及び保育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

② 個人の重点

1年間を振り返って、当該子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

(2) 指導上参考となる事項

次の事項について記入すること。

① 1年間の指導及び保育の過程と子どもの発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

・ 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらい及び保育所保育指針第3章「保育の内容」「1 保育のねらい及び内容」「(2) 教育に関わるねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

・ 認定こども園での生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

(3) 出欠状況

①教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一年齢のすべての子どもについて同日数であること。ただし、年度の途中で入園した子どもについては、入園した日以降の教育日数を記入し、退園した子どもについては、退園した日までの教育日数を記入すること。

②出席日数

教育日数のうち当該子どもが出席した日数を記入すること。

4 その他

- (1) 認定こども園を構成している幼稚園以外においては、指導の重点等及び出欠状況については必要に応じて記入することとして差し支えないこと。また、児童票等において同様の内容を記載している場合には、最終年度のみ記入することも可能とすること。
- (2) 認定こども園を構成している保育所以外においては、養護（生命の保持及び情緒の安定）等については必要に応じて記入することとして差し支えないこと。なお、当該事項について、指導上参考となる事項欄にあわせて記入することも可能であること。

別添資料

(様式の参考例)

認定こども園こども要録(学籍等に関する記録)

区分	年度		年度		年度		年度	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
学 級								
整理番号								

子ども	ふりがな 氏 名					性 別	
		平成 年 月 日生					
	現住所						
保護者	ふりがな 氏 名						
	現住所						
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況					
退 園	平成 年 月 日						
修 了	平成 年 月 日	進学・ 就学先等					
幼稚園に在 籍した期間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日						
園 名 及び所在地							
年度及び入園・進級時 の幼児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
認定こども園の長 氏名 印							
学級担任者 氏名 印							

(様式の参考例)

認定こども園こども要録(指導及び保育に関する記録)

氏名		平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
養護 平成 年 月 日生					
性別					
子どもの育ちに関わる事項 (子どもの健康状態等)					
ねらい (発達を捉える視点)		(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	指導の重点等			
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	指導の重点等			
	園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
環境	身近な人と親しみ、かみゆめを深め、愛情や信頼感をもつ。	指導の重点等			
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
言葉	身近な言葉に興味を持ち、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもち、	指導の重点等			
	身近な環境に自分がかかわり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。				
表現	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	指導の重点等			
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを知り、				
言葉	人の言葉や態度をよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。	指導の重点等			
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。				
表現	いろいろなもの表しきなどに対する豊かな感性をもつ。	指導の重点等			
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
表現	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	指導の重点等			
出欠状況	年次 年度 年度 年度 年度	備考			
教育日数					
出席日数					

養護：子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
 学年の重点：年度当初に、教育課程及び保育課程に基づき長期的見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：一年間を振り返って、当該子どもの指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：次の事項について記入すること。
 ① 1年間の指導及び保育の過程と子どもの発達の状態について以下の事項を簡潔に記入すること。
 ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらい及び保育所保育指針第3章「保育の内容」『1 保育のねらい及び内容』『2 教育に関わるねらい及び内容』に示された各領域のねらいを視点として、当該子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 ・認定こども園での生活を通じて全体的、総合的に捉えた子どもの発達の状態。
 ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

別紙 2

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月15日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の一部改正について（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第4 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準関係</p> <p>6 第五の六について （略）</p> <p>子どもに関する情報の共有に関し、幼稚園の子どもについては指導要録の抄本、保育所の子どもについては<u>保育所児童保育要録の写しの小学校等への送付が行われているが、幼稚園及び保育所の子どもに限らず認定こども園のすべての子どもについて、子どもの育ちを支えるための同様の資料の送付が行われるようにされたいこと。なお、認定こども園におけるこうした資料の取扱いについては、「認定こども園こども要録について」（平成21年1月29日20初幼教第9号・雇児保発第0129001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参考に、関係部局の連携を図られたいこと。</u></p>	<p>第4 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準関係</p> <p>6 第五の六について</p> <p>小学校教育との連携のあり方については、国の指針に規定する小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流、認定こども園と教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を図ることが重要であること。</p> <p>子どもに関する情報の共有に関し、幼稚園の子どもについては指導要録の抄本の小学校への送付が行われているが、幼稚園の子どもに限らず認定こども園のすべての子ども、<u>更には認定こども園以外の保育所等の子どもも含め、子どもの育ちを支えるための同様の資料の送付が行われるようにされたいこと。なお、こうした資料の様式等については、「幼稚園幼児指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部幼児指導要録の改善について」（平成12年3月8日文初幼第491号文部省初等中等教育局長通知）を参考とし、市町村において施設毎に異なる様式等を用いることとならないよう関係部局の連携を図るとともに、都道府県教育委員会においては、こうした幼稚園以外の施設からの資料の送付の取扱いについて遺漏のないよう、市町村教育委員会を通じ管内の小学校への周知を図られたいこと。</u></p>

7 保育所保育指針の施行に際しての留意事項について （保育所児童保育要録）

雇児保発第0328001号

平成 20 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所保育指針の施行に際しての留意事項について

平成21年4月1日より保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）が施行されるが、施行に際しての留意事項は、「保育所保育指針等の施行等について」（本日付け雇児発第0328001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により通知した事項のほか、下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第1 保育所保育指針の保育現場等への周知関係

保育所保育指針の趣旨・内容が、市町村の担当者や各保育所など保育の関係者に十分理解され、同指針が保育現場における実践に日常的に活用されるよう、施行されるまでの間に、保育所の職員を対象とした研修の充実や市町村等の担当者に対する十分な周知等が必要であること。

また、保育所のみならず、家庭的保育事業や認可外保育施設などの保育現場においても、各々の状況に応じて同指針を参考として児童の処遇が行われるよう、関係者への周知を図るとともに、子育て中の保護者にも理解されるものとなるよう、広く社会への伝達及び普及を図ること。

第2 保育所保育指針に関する指導監査関係

保育所保育指針が、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第57号）による改正後の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づく

告示となることに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項に基づき都道府県等が行う児童福祉施設最低基準に関する指導監査の一環として、同指針の遵守状況に関する指導監査を行うこととなること。

ただし、保育の質を向上させるための各保育所における創意工夫や取組を促すことが重要であることから、告示化によりすべての保育所が遵守すべき最低基準として位置付けられることに伴い、従来の保育所保育指針（「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）の別添として定めた保育所保育指針をいう。）から内容の大綱化を図ったものであること。

したがって、各都道府県等における「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知）に基づく保育所の指導監査については、保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。

なお、その際には、他の事項に関する指導監査とは異なり、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程（保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等）についても尊重する必要があることに留意すること。

また、保育所保育指針の参考資料として取りまとめた「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

第3 保育所児童保育要録関係

第4章の1の(3)のエ（小学校との連携）において、保育所に入所している子どもの就学の際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から就学先となる小学校へ送付されるようにすることとされたが、当該資料に関する様式、取扱い等については以下のとおりであること。

1 資料の様式等について

各市町村において、当該子どもの育ちを支えるための資料の様式を作成し、管内の保育所に配布すること。

様式については、「保育所児童保育要録」として別添1のとおり参考例を示すため、各市町村において、これを参考として地域の実情等を踏まえ、創意工夫の下、様式を作成すること。

2 保育所児童保育要録の作成、送付等について

子どもの育ちを支えるための資料（以下「保育所児童保育要録」という。）の作成、送付、

保存等については、以下の取扱いに留意すること。

また、各市町村においては、保育所児童保育要録が小学校に送付されることについて市町村教育委員会にあらかじめ周知を行うなど、市町村教育委員会との連携を図ること。

- (1) 施設長の責任の下、担当の保育士が記入すること。
- (2) 作成した保育所児童保育要録については、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付すること。
- (3) 保育所は、作成した保育所児童保育要録の原本について、保育所児童保育要録の趣旨にかんがみ、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。

3 個人情報保護の観点からの留意事項について

保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。

なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の（1）及び（2）のとおりであるが、個人情報の利用目的の明確化の観点から、あらかじめ、保護者に対して、個人情報を含む保育所児童保育要録の趣旨及びその内容とともに、保育所児童保育要録が就学先の小学校に送付されることを周知しておくことが望ましいこと。

- (1) 公立保育所については、各市町村が定める個人情報保護条例に準拠した取扱いとすること。
- (2) 私立保育所については、当該保育所が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供するには本人の同意が必要となるが、保育所児童保育要録については、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号（法令に基づく場合）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

4 小学校との連携について

保育所保育指針において、保育所児童保育要録の小学校への送付が定められるとともに、今般改正された「小学校学習指導要領」（平成20年文部科学省告示第27号）（別添2）においても、小学校と保育所との連携が新たに盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、保育所、幼稚園及び小学校の連絡協議会の設置等により交流の機会が設けられ、相互理解が深められることが期待されるが、各市町村においても、市町村教育委員会をはじめとする関係部局と連携し、これらの取組を支援・推進すること。

保育所保育要録に記載する事項

○ 入所に関する記録

1. 児童名、性別、生年月日
2. 保育所名及び所在地
3. 児童の保育期間（入所及び卒所年月日）
4. 児童の就学先（小学校名）
5. 施設長及び担当保育士名

○ 保育に関する記録

1. 子どもの育ちに関わる事項

保育所生活全体を通して、子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を通して総合的に記載する。

2. 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

（ア）子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載する。

（イ）子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載する。

3. 教育（発達援助）に関わる事項

子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度（5、6歳）における子どもの心情・意欲・態度等について記載する。

保育所児童保育要録

【様式の参考例】

ふりがな		性別		就学先			
氏名				生年月日	平成 年 月 日生		
保育所名及び所在地	(保育所名)	(所在地) 〒	—				
保育期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年 か月)						
子どもの育ちに関わる事項							
<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(子どもの健康状態等)</td> </tr> </table>						養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項	(子どもの健康状態等)
養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項	(子どもの健康状態等)						
項目	教育(発達援助)に関わる事項						
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 						
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。 ・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。 						
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 ・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。 						
言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。 						
表現	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。 						
施設長名	(印)			担当保育士名	(印)		

- ※ 「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
- ※ 「養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※ 「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5, 6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（抄）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

幼稚園教育指導資料第3集「幼児理解と評価」(平成22年7月改訂)

指導資料作成協力者(50音順、敬称略)

(職名は平成22年7月1日現在)

赤石元子	東京学芸大学附属幼稚園副園長
榎沢良彦	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科長
大竹節子	品川区二葉すこやか園長
岡上直子	練馬区立光が丘さくら幼稚園長
神長美津子	東京成徳大学子ども学部教授
亀ヶ谷忠宏	学校法人亀ヶ谷学園宮前幼稚園長
砂上史子	千葉大学教育学部准教授
當銀玲子	浦安市こども部保育幼稚園課主幹
中川修一	板橋区教育委員会指導室長
野口隆子	十文字学園女子大学児童幼児教育学科准教授
東重満	学校法人東学園美晴幼稚園長
無藤隆	白梅学園大学こども学部教授
山口由美子	神奈川県教育委員会子ども教育支援課指導主事

(オブザーバー)

天野珠路	日本女子体育大学体育学部スポーツ健康学科幼児発達学専攻准教授 (前 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育指導専門官)
------	---

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

濱谷浩樹	文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
先崎卓歩	文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼児教育企画官
湯川秀樹	文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼児教育調査官
津金美智子	文部科学省初等中等教育局幼児教育課教科調査官

篠原孝子	聖徳大学児童学部児童学科教授 (前 文部科学省初等中等教育局幼児教育課教科調査官)
------	--

